

# （介護予防）訪問看護

# 小松市民病院訪問看護ステーション

## 1. 事業者概要

|        |                                     |           |            |
|--------|-------------------------------------|-----------|------------|
| 事業者名称  | 小松市                                 |           |            |
| 所在地    | 石川県小松市小馬出町91番地                      |           |            |
| 管理者    | 野口 峰子                               |           |            |
| 事業所連絡先 | 電話：0761-23-7171(代) FAX：0761-23-7172 |           |            |
| 事業所名称  | 小松市民病院訪問看護ステーション                    |           |            |
| 事業の種類  | 訪問看護事業                              | 介護保険事業所番号 | 1760391332 |
| 所在地    | 石川県小松市向本折町ホ60番地                     |           |            |

## 3. 事業の目的と運営

### 《事業の目的》

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

### 《運営の方針》

- (1) 小松市民病院訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備につとめる。

## 4. 事業所の職員体制（令和2年4月1日現在）

| 職種       | 常勤 | 非常勤 | 常勤    | 非常勤 |
|----------|----|-----|-------|-----|
| 看護師（管理者） | 1名 |     | 作業療法士 | 1名  |
| 看護師      | 6名 | 0名  | 事務員   | 1名  |

## 5. 営業時間

|          |                                                  |
|----------|--------------------------------------------------|
| 営業日・営業時間 | 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）<br>午前8時30分から午後5時15分まで |
|----------|--------------------------------------------------|

## 6. 緊急時訪問看護

利用者の状況に応じ、上に掲げる営業日・営業時間以外にも緊急訪問することが可能です。

※注（1）利用した場合、応分の利用料が加算されます。（2）あらかじめ利用者の同意が必要です。

|       |                                                 |              |
|-------|-------------------------------------------------|--------------|
| 緊急連絡先 | 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前8時30分から午後6時30分までの場合 | 0761-23-7171 |
|       | 時間外・土日祝・年末年始の場合（上記以外）                           | 0761-22-7111 |

## 7. 通常の実施地域 小松市全域

## 8. 秘密の保持

- (1) 事業所は、サービス提供にあたって知り得た利用者及びその家族に関する秘密や個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、サービス担当者会議や主治医との連絡調整等、必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (3) (1)に関わらず、事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 9. 高齢者等虐待防止

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の啓発や知識技術の向上に努めます。
- (2) 従業者が訪問看護にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

## 11. 第三者評価 未実施

## 12. 苦情申し立て窓口

| 名称                | 所在地                                            | 電話番号/FAX                            | 受付時間                                        |
|-------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------|
| 小松市民病院訪問看護ステーション  | 石川県小松市向本折町ホ60番地                                | 電話：0761-23-7171<br>FAX：0761-23-7172 | 午前8時30分～午後5時15分<br>（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日除く） |
| 小松市健康福祉部<br>長寿介護課 | 石川県小松市小馬出町91番地                                 | 電話：0761-24-8147<br>FAX：0761-23-3243 | 午前8時30分～午後6時30分<br>（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日除く） |
| 介護サービス<br>苦情110番  | 石川県金沢市幸町12番1号<br>石川県幸町合同庁舎<br>（石川県国民健康保険団体連合会） | 電話：076-231-1110<br>FAX：076-231-1601 | 午前9時～午後5時<br>（土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日除く）       |